

毎週火・金曜日発行(但休日)に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- 鳥取県管電気事業に地方公営企業法の規定を適用する日を定める条例
- 鳥取県管電気事業に管理者を置かないことを定める条例
- 鳥取県管電気事業の組織に関する条例
- 鳥取県管電気事業の契約の方法の特例に関する条例
- 鳥取県管電気事業の業務状況書の作成及び公表に関する条例
- 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- 地方公営企業労働関係法第五条第一項ただし書に規定する者の範囲を定める条例
- 鳥取県職員定数条例の一部改正
- 鳥取県税条例の一部改正
- 鳥取県吏員等恩給条例の一部改正
- 恩給並びに他の都道府県の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の間との通算に関する条例

各選挙区県議会議員数条例の一部改正
 世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例の一部改正
 警察署の名称、位置及び管轄区域等に関する条例の一部改正
 風俗営業取締法施行条例の一部改正
 道路交通取締法第二十六条の三の規定による道路一時使用許可証交付手数料条例の一部改正
 鳥取県委員会条例の一部改正

条例

鳥取県管電気事業に地方公営企業法の規定を適用する日を定める条例をここに公布する。

昭和三十三年七月一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第十九号

鳥取県管電気事業に地方公営企業法の規定を適用する日を定める条例

地方公営企業法施行令(昭和二十七年政令第四百三号)第二条第一項の規定に基き、鳥取県の経営する電気事業

に地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)の規定を適用する日は、昭和三十二年七月一日とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県管電事業に管理者を置かないことを定める条例をここに公布する。

昭和三十二年七月一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第二十号

鳥取県管電事業に管理者を置かないこと

を定める条例

地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)

第七条第一項ただし書の規定に基き、鳥取県管電事業に管理者を置かないものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県管電事業の組織に関する条例をここに公布する。

昭和三十二年七月一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第二十一号

鳥取県管電事業の組織に関する条例

地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第十四条の規定に基き、管理者の権限に属する事務を処理させるため、鳥取県電氣局を置く。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県管電事業の契約の方法の特例に関する条例をここに公布する。

昭和三十二年七月一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第二十二号

鳥取県管電事業の契約の方法の特例に関する条例

(この条例の目的)

第一条 この条例は、地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三十四条ただし書の規定に基き、鳥取県管電事業の業務に關し売買、貸借、請負その他の契約方法の特例について定めることを目的とする。

(指名競争入札)

第二条 指名競争入札に關しては鳥取県契約条例(昭和二十九年四月鳥取県条例第十一号。以下「契約条例」という。)第三条の規定を準用する。

(随意契約)

第三条 随意契約に關しては契約条例第四条の規定を準用する。

(委任)

第四条 この条例の施行について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県管電事業の業務状況書の作成及び公表に関する条例をここに公布する。

昭和三十二年七月一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第二十三号

鳥取県管電事業の業務状況書の作成及び公表に関する条例

(この条例の目的)

第一条 この条例は、地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第四十条の規定に基き、鳥取県管電事業の業務状況を公表する書類(以下「業務状況書」という。)の作成及び公表に關する事項について定めることを目的とする。

(公表)

第二条 業務状況書の公表は、毎事業年度を前期及び後期に分け、前期分については十一月、後期分については五月にこれを行うものとする。

2 天災その他避けることのできない事故により前項に

よりがたいときは、その事故の止んだときから一箇月以内にこれを行うものとする。

3 前二項の規定による公表は県公報その他適当な方法によりこれを行う。

(業務状況書)

第三条 業務状況書は前期分にあつては四月一日から九月三十日までの期間、後期分にあつては十月一日から三月三十一日までの期間における次の事項を記載して業務の状況を明らかにするものとする。

- 一 事業の概況
- 二 経理の状況
- 三 資産、企業債及び一時借入金現在の高
- 四 その他知事が必要と認める事項

(委任)

第四条 この条例に定めるもののほか、業務状況書の作成及び公表の手續きに関し必要な事項は、知事が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例をここに公布する。

昭和三十二年七月一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第二十四号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

例

(この条例の目的)

第一条 この条例は、地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三十八条第三項の規定に基き、鳥取県営電気事業に従事する企業職員(以下「職員」という。)の給与の種類及び基準を定めることを目的とする。

(給与の種類)

第二条 職員の給与の種類は、給料、扶養手当、勤務地手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手

当、宿日直手当、寒冷地手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。

(給料)

第三条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、扶養手当、勤務地手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、寒冷地手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当を含まないものとする。

2 各職員の受ける給料は、その職務の複雑、困難及び責任の度に応じ、かつ、勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮したものでなければならぬ。

(扶養手当)

第四条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

(勤務地手当)

第五条 勤務地手当は、生計費が著しく高い特定の地域に在勤する職員に対して支給する。

(特殊勤務手当)

第六条 特殊勤務手当は、次の各号に掲げる特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないものに従事した職員に対して支給する。

- 一 著しく危険、不快又は不健康な勤務
- 二 強度が著しく高い勤務
- 三 へき遠又は交通困難な場所における勤務

(超過勤務手当)

第七条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、超過勤務手当を支給する。

(休日給)

第八条 職員には、正規の勤務日が休日にあつても、正規の給与を支給する。

2 休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、休日給を支給する。ただし、正規の勤

務時間外に勤務しても、休日給は支給されない。

3 前二項の「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する日並びに一月二日、同月三日及び十二月二十九日から同月三十一日までをいう。

(夜勤手当)

第九条 正規の勤務時間として午後十時から翌日の午前五時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して、夜勤手当を支給する。

(宿日直手当)

第十条 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員には、宿日直手当を支給する。

2 前項の勤務は、第七条、第八条第二項及び第九条の勤務に含まれないものとする。

(寒冷地手当)

第十一条 特に寒冷の地域に在勤する職員には、寒冷地手当を支給する。

(期末手当)

第十二条 六月十五日及び十二月十五日(これらの日が日曜日に当たるときは、それぞれその前日。以下同じ。)に、それぞれその日に在職する職員には、期末手当を支給する。

(勤勉手当)

第十三条 六月十五日及び十二月十五日に、それぞれその日に在職する職員には、次の各号に掲げる区分に応ずる期間におけるその者の勤務成績に応じて勤勉手当を支給する。

- 一 六月十五日 同日以前六月以内の期間
- 二 十二月十五日 同日以前十二月以内の期間

(退職手当)

第十四条 職員が勤続期間六月以上で退職したとき、又は勤続期間六月未満で退職した場合で次の各号に掲げる事由により退職したときには、退職手当を支給する。
一 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたため退職した場合

二 傷い疾病によりその職に堪えず退職した場合
三 前各号に掲げる事由以外の事由により本人の意に反して退職した場合
四 在職中に死亡した場合

2 前項の退職手当は、次の各号の一に該当する者には支給しない。

一 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十九条の規定による免職の処分を受けた者

二 地方公務員法第二十八条第六項の規定による失職(同法第十六条第一号に該当する場合を除く。)をした者

三 地方公営企業労働関係法(昭和二十七年法律第二百八十九号)第十二条の規定に該当し退職させられた者

3 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第二十条及び第二十一条の規定により解雇予告手当を支払う場合においては、これに相当する額を減額して退職手当を支給するものとする。

4 勤続期間六月以上で退職した職員が退職の日の翌日から起算して一年以内に失業している場合において、その者が失業保険法(昭和二十二年法律第四百六十六号)に規定する失業保険金の額に達する退職手当の支給を受けていないときは、その差額に相当する金額を同法の規定による失業保険金の支給の条件に従い、退職手当として支給する。

(支給額決定の基準)

第十五条 職員の給与の額は、職員に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける者の給与の額を基準とし、企業の特異性及び実態を考慮して定めるものとする。

(給与の減額)

第十六条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき任命権者の承認があつた場合を除くほか、その勤務しない一時間につき、勤務一時間当りの給料及び勤務地手当の合計額を減額して支給する。

(賃金等で雇用する職員の給与)
第十七条 賃金等で雇用する職員については、任命権者は、この条例の規定にかかわらず他の職員との権衡を考慮し予算の範囲内で給与を支給する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

地方公営企業労働関係法第五条第一項ただし書に規定する者の範囲を定める条例をここに公布する。

昭和三十三年七月一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第二十五号

地方公営企業労働関係法第五条第一項ただし書に規定する者の範囲を定める条例

し書に規定する者の範囲を定める条例

地方公営企業労働関係法(昭和二十七年法律第二百八十九号)第五条第二項の規定により、鳥取県電気局の職員のうち、労働組合を結成し、又はこれに加入することができない者は、次の職にあるものとする。

一局の長

二 内部組織の長(係又はこれに準ずる組織の長を除く。)

三 前二号の長を直接に補佐する職(係又はこれに準ずる組織の長を除く。)

四 人事又は経理を担当する係又はこれに準ずる組織の長

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十三年七月一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第二十六号

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県職員定数条例(昭和二十四年八月鳥取県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。
第一条中「及び海区漁業調整委員会の事務部局」を「

海区漁業調整委員会の事務部局及び電気局」に改める。
第二条第一号イ中「二、二四〇人」を「二、二三八人」に改め、同条同号中ハを削り、ニをハとし、同条に次の一号を加える。

九 電気局の職員 六二人

第三条中「第八号」を「第九号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十三年七月一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第二十七号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例(昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第六十三条の次に次の一条を加える。

(不動産取得税の徴収方法)

第六十三条の二 不動産取得税の徴収については、普通徴収の方法による。

第七十七条第一号中「、ゴルフ場及びスケート場」を「及びゴルフ場」に改め、同条第四号中「パチンコ場」を「ぱちんこ場」に改める。

第七十八条第五項中「パチンコ場」を「ぱちんこ場」に改める。

第七十八条の二を削る。

第七十九条第三項中

「パチンコ場一級一台につき月額	五百円
一級	四百円
二級	三百五十円
三級	三百円
四級	二百五十円
五級	二百円
六級	百五十円
七級	百円
八級	百円

九級	六十円
十級	三十円
「ばちんと一級一台につき月額	五百円
二級	四百円
三級	三百五十円
四級	三百円
五級	二百七十五円
六級	二百五十円
七級	二百二十五円
八級	二百円
九級	百七十五円
十級	百五十円
十一級	百二十五円
十二級	百円
十三級	七十五円
十四級	五十円
十五級	二十五円

第九十三条第一項中「知事の認めるものを除き、」を削り、同条第三項を同条第四項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前条の場所の経営者が、料金を徴収せず又はその場所における通常の料金に比較して著しく低い料金を徴収して、同条に規定する遊興、飲食又は宿泊若しくはその他の利用行為をさせた場合において施行令第四十一条に規定する場合に該当するときは、当該場所の経営者に対し、その行為者が、当該場所における当該行為について通常支払うべき料金を支払つたものとみなして算定した額により遊興飲食税を課する。但し、当該場所の経営者が当該行為者から徴収すべき遊興飲食税額があるときは、当該徴収すべき税額を控除するものとする。

第九十四条の二第一項中「第九十五条第二号」を「第九十五条第一号」に、「第九十五条第三号」を「第九十四条の四第一項」に改める。

第九十四条の三第一項中「二百円」を「三百円」に改

め、同条第二項中「百円」を「百五十円」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(旅館における遊興飲食税の免税点)

第九十四条の四 旅館における一人一泊の料金が八百円以下である宿泊及びこれに伴う飲食に対しては、遊興飲食税は課さない。

2 旅館における飲食及びその他の利用行為(遊興を伴う飲食及びその他の利用行為並びに宿泊に伴う飲食を除く。)については、それぞれ飲食店、喫茶店、その他これらに類する場所における飲食及びその他の利用行為とみなして、前条第一項の規定を適用する。

第九十五条第一項各号を次のように改め、同条第二項を削る。

- 一 料理店、貸席、カフェー、バー、キャバレーその他これらに類する場所における遊興、飲食又はその他の利用行為の料金(旅館における遊興及び遊興を伴う飲食又はその他の利用行為の料金を含む。)

百分の十五

二 宿泊並びに前号に掲げるもの以外の飲食及びその他の利用行為の料金 百分の十

第九十六条中「第九十三条第三項」の下に「又は第四項」を加える。

第九十七条第一項を次のように改め、同条第二項中「花代に係る遊興飲食税について前項第一号本文の規定にかかわらず、」を「前項の規定にかかわらず、芸者その他これに類する者の花代に係る遊興飲食税について、」に改める。

第九十七条 遊興飲食税の特別徴収義務者は、第九十二条に規定する場所の経営者とする。

第九十九条中「第二十五号様式」を「第二十五号様式又は第二十五号の二様式」に改める。

第一百零一条第一項中「第九十七条第二項」を「第九十七条第二項又は第三項」に改める。

第一百零一条第三項中「一人一泊の料金が五百円」を「一人一泊の料金が八百円」に、「一人一回の料金が五百円」を「一人一回の料金が三百円」に改め、「料金を支払う

飲食」の下に「施行令第四十二条の三に規定する飲食店、喫茶店その他これらに類する場所における飲食及びその他の利用行為」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(施行令第四十二条の三に規定する場所の指定等)

第一百一条の二 施行令第四十二条の三に規定する場所の指定を受けようとする特別徴収義務者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称
- 二 経営場所の種類、名称及び所在地
- 三 前各号に掲げるものの外、知事において必要があると認める事項

2 知事は、前項の申請書の提出があつた場合において当該場所が施行令第四十二条の三に規定する場所であると認めるときは、当該場所を指定するとともにその旨を当該場所の特別徴収義務者に通知しなければならない。

第一百四条第一項本文中「施行令第四十三条第一項第二号」を「施行令第四十二条の三の規定に該当する特別徴収義務者及び同令第四十三条第一項第二号」に改め、同条第三項中「第一項」を「前項」に改める。

第一百九条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 石炭鉱業合理化臨時措置法(昭和三十年法律第一百五十六号)第五十四条の許可が拒否されたことにより石炭を掘採することができない採掘鉱区についての鉱区税の税率は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する税率の二分の一とする。

第二百一十一条の次に次の一条を加える。

(鉱区税の徴収方法)

第二百一十一条の二 鉱区税の徴収については、普通徴収の方法による。

第二百二十八条に次の一項を加える。

2 前項の関係書類は、狩猟法施行規則(昭和二十五年

農林省令第八号)第七条の規定による狩猟免許の申請書に添えて知事に提出しなければならない。

第三百三十七条第四項中「施行令第五十六条の二」を「施行令第五十六条の二の二」に改める。

第三百三十九条第六号中「日本国有鉄道の路線と接続して」を削り、同条第七号中「主要農作物(米麦、甘しよ馬鈴しよ及び雑穀をいう。以下同じ。)」の下に「又は飼料作物」を加え、同条第十一号中「鋼管製造工程における連続式鍛よう接鋼管製造設備の用途」を「鋼板製造工程における光輝焼鈍炉、珪素鋼板製造工程における焼付乾燥炉又は不銹鋼鋼板製造工程における連続式熱処理炉の用途」に改める。

第四百四十六条に次の一項を加える。

3 免税軽油使用者証の有効期間は、交付した日から二年とする。

第五百五十一条第三項中「軽油に対応する部分の金額」を「軽油に対応する部分の税額及びこれに係る徴収金」に改める。

第十三号様式を次のように改める。

第十三号様式

整理番号	延滞加算金 督促手数料	納期告知書	延滞加算金 督促手数料
昭和 年度	県 税	税	期分 (日)
延滞加算金			円
加算金			円
加算金			円
延滞加算金	地方税法第 条の規定による額		
延滞加算金	地方税法第 条の規定による額		
督促手数料			10円

(備考) (1) 葉書を使用すること。
 (2) 延滞加算金を徴収しない場合には標題の延滞加算金をまつ消す。

鳥取県知事 氏 名 殿	種 類	納税義務者	特別徴収義務者としての登録番号
納付場所 金庫 (局)	所在地	住 所	
申告年月日 昭和 年 月 日	場 所 名 称	氏名又は名称印	

区 分	支払うべき利用のべき料金の総額 (円)	差引課税標準額 (円)	税率	算出税額 (円)	特別徴収した税額 (円)	差引納付税額 (円)	摘 要
(1) 筆者その他これに類する者の花代	1500	1500	100				
(2) 料理店、貸座、カフェ、バーその他これに類する場所における遊興、遊興を伴う飲食等(旅館における宿泊及びこれに伴う飲食)	1000	1000	100				
(3) その他この飲食及び利用を	1000	1000	100				
(4) ほか	1000	1000	100				
(5) あらかじめ提供品目ごと	1000	1000	100				
合 計							

「備考」 この申告書は、条例第九十三条第三項の規定によつて旅館等の特別徴収義務者が、株主優待券等により割引して遊興飲食等をさせた場合、又はその遊興飲食等を引換券を引換券を引換券として通常引き遊興飲食税額に保つた場合、現実に支払われた料金のうち、当該特別徴収義務者が納付する月分を申告して下さい。

第二十五号様式中「昭和 年 月分遊興飲食税納付申告書」の次に「(条例第九十三条第四項該当)」を加え、同様式の次に次の二様式を加える。

第三十三号様式

軽油引取税 納入免除申請書

申 請 金 額	申 請 年 月 日					同左に納入免除額又は還付額	備 考
	年度	月別	納入年月日	納入数量	納入金額		
円	法第700条の22の規定に該当する軽油の数量	第1項	第4項	第5項	計	同左に納入免除額又は還付額	
		立	立	立	立	円	
円							
円							
円							
円							
円							
円							
円							
円							

上記のとおり県税条例第 条の規定によつて申請します。

昭和 年 月 日

申請者 住 所

鳥取県知事 氏 名 殿

第三十三号様式を次のように改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。但し、第九十九条第二項の改正規定は、昭和三十年度分の釐区税から適用する。

(軽油引取税に関する規定の適用)

2 この条例公布の日前に交付した免税軽油使用者証については、新条例第四百四十六條第三項の改正規定中「交付した日」とあるのは「この条例公布の日」と読み替えるものとする。

(この条例による改正前の条例に基いて課し、又は課すべきであつた県税の取扱)

3 この条例による改正前の条例に基いて課し、又は課すべきであつた県税については、なお、従前の例による。

鳥取県吏員等恩給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十二年七月一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第二十八号

鳥取県吏員等恩給条例の一部を改正する条例

例

鳥取県吏員等恩給条例(大正十二年十二月鳥取県令第五十五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例

この条例中「退職料」を「退職年金」に、「増加退職料」を「公務傷病年金」に、「退職給与金」を「退職一時金」に、「傷病一時金」を「公務傷病一時金」に、「遺族扶助料」を「遺族年金」に、「死亡給与金」を「遺族一時金」に改める。

第三条第九号中「事務職員又ハ技術職員」を「又ハ事務職員若クハ技術職員ニ相当スルモノ」に改

め、同条第十号中「又ハ事務職員」の下に「テ吏員ニ相当スルモノ」を加え、同条第十一号中「吏員相当ノ」を削る。
第十七条ノ二第一号を次のように改める。
一 削除
第二十四条中第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

附 則

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第三条中第九号の改正規定は、同条同項に規定する事務職員については昭和二十三年七月十五日から、技術職員については昭和二十五年四月一日から、第十号の改正規定は昭和二十三年七月十五日から、第十一号の改正規定は昭和二十五年三月十四日から、第十七条ノ二の改正規定は昭和三十三年四月一日から適用する。

2 地方自治法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第四百四十七号)施行の際、現に在職する監査委員が、この条例施行後引き続き在職して退職した場合においては、第二十四条の改正規定にかかわらず、なお、従

前の例による。

第二条 従前の規定による恩給は、この条例による改正後の条例により受け、又は受けるべき恩給とみなす。

恩給並びに他の都道府県の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例をここに公布する。
昭和三十三年七月一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第二十九号

恩給並びに他の都道府県の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例

(用語の意義)

第一条 この条例において「職員」とは、鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例(大正十二年十二

月鳥取県令第五十五号。以下「鳥取県退職年金条例」という。)第三条に規定する者をいう。

2 この条例において「公務員」とは、恩給法(大正十二年法律第四十八号)第十九条に規定する公務員(同法同条に規定する公務員とみなされる者を含む。)をいう。

3 この条例において「他の都道府県の職員」とは、他の都道府県の退職年金及び退職一時金に関する条例(以下「退職年金条例」という。)の適用を受ける者(他の都道府県の退職年金条例の適用を受ける市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三百三十五号)第一条及び第二条に規定する者を含む。)のうち次に掲げる者をいう。

- 一 知事、副知事、出納長及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十二条第一項に規定する吏員(以下本項中「吏員」という。)
- 二 地方自治法第三百三十八条第三項に規定する議会の事務局長及び書記

三 地方自治法第九十一条第一項に規定する選挙管理委員会の書記

四 地方自治法第九十五条第一項に規定する監査委員で常勤のもの及び同法第二百条第一項に規定する監査委員の事務を補助する書記

五 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第九条第一項に規定する人事委員会の委員で常勤のもの及び同法第十二条第一項に規定する事務職員で吏員に相当するもの

六 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第十六条第一項に規定する教育長及び同法第十九条第一項に規定する職員で吏員に相当するもの

七 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十条第二項に規定する職員で吏員に相当するもの

八 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校の職員で次に掲げる者

- イ 大学の学長、教授、助教授、常時勤務に服する

ことを要する講師及び助手

ロ 高等学校の校長、教諭、養護教諭、助教諭及び養護助教諭

ハ 中学校、小学校、盲学校、ろう学校又は養護学校の校長、教諭及び養護教諭並びに幼稚園の園長、教諭及び養護教諭

ニ 事務職員又は技術職員で吏員に相当するもの

九 特別区が連合して維持する消防の消防職員で吏員に相当するもの

十 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第八十五条第六項に規定する海区漁業調整委員会の書記、同法第百十一条において準用する同法第八十五条第六項の規定により置かれる連合海区漁業調整委員会の書記及び同法第三百二十二条において準用する同法第八十五条第六項の規定により置かれる内水面漁場管理委員会の書記

十一 地方自治法の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第三百六号)による改正前の地方自治法第百

六十八条第一項に規定する副出納長

十二 地方自治法の一部を改正する法律(昭和二十五年法律第四十三号)による改正前の地方自治法第三百三十八条第一項に規定する議会の書記長及び書記

十三 旧教育委員会法(昭和二十三年法律第七十号)第四十一条第一項に規定する教育長及び同法第四十

五条第一項に規定する職員で吏員に相当するもの

十四 旧教育委員会法第六十六条第二項に規定する職員で吏員に相当するもの

十五 教育委員会法の一部を改正する法律(昭和二十五年法律第六十八号)による改正前の旧教育委員会法第六十六条第四項に規定する職員で吏員に相当するもの

十六 特別区が連合して維持していた警察の警察職員で吏員に相当するもの

十七 農業委員会法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第八十五号)による改正前の農業委員会

法(昭和二十六年法律第八十八号)第三十四条において準用する同法第二十条第一項の規定により置かれた都道府県農業委員会の書記

十八 農地調整法施行令の一部を改正する政令(昭和二十四年政令第二百二十四号)による改正前の旧農地調整法施行令(昭和二十一年勅令第三十八号)第四十三条において準用する同令第三十三条第一項の規定により置かれた都道府県農地委員会の書記

十九 旧農地調整法施行令第三十一条において準用する同令第十八条第一項の規定により置かれた都道府県農地委員会の書記

二十 旧食糧確保臨時措置法施行令(昭和二十三年政令第二百四十七号)第三十三条において準用する同令第三十条第一項の規定により置かれた都道府県農業調整委員会の書記

(普通恩給権等を有しない者の在職期間の通算)

第二条 公務員又は他の都道府県の職員であつた者(普通恩給権又は都道府県の退職年金権を有する者を除く。

以下次条において同じ。)で引き続き職員となつた者が退職(在職中の死亡を含む。以下同じ。)した場合において、当該就職前の公務員としての在職期間、他の都道府県の職員としての在職期間及び職員としての在職期間(以下「当該就職前の在職期間」という。)と当該就職後の在職期間とを合算して十七年に達しないときは、当該就職後の在職期間に引き続き当該就職前の在職期間(以下「接続在職期間」という。)を当該就職後の在職期間に通算する。

第三条 公務員又は他の都道府県の職員であつた者で職員となつたもの(職員となり、職員を退職し、更に職員となつたものを含む。以下次条において同じ。)が退職した場合において、当該就職前の在職期間と当該就職後の在職期間とを合算して十七年に達するときは、当該就職前の在職期間を当該就職後の在職期間に通算する。

(普通恩給権等を有する者の在職期間の通算)

第四条 普通恩給権又は都道府県の退職年金権を有する

公務員又は他の都道府県の職員であつた者で職員となつたものが退職した場合において、当該就職後の在職期間が一年以上であるとき(当該就職後の在職期間と接続在職期間とを合算して一年以上であるときを含む。)は、当該就職前の在職期間を当該就職後の在職期間に通算する。ただし、当該就職前の在職期間と当該就職後の在職期間とを合算しても十七年に達しないときは、この限りでない。

(在職期間の計算)

第五条 職員としての在職期間に通算すべき公務員としての在職期間は、恩給の基礎となるべき在職期間とする。

2 職員としての在職期間に通算すべき他の都道府県の職員としての在職期間は、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。)第百七十四条の五十五の規定による公務員としての在職期間に通算されるべき都道府県の職員としての在職期間とする。

3 他の都道府県の退職年金条例に規定する準教育職員(鳥取県退職年金条例第三条ノ二に規定する県吏員等に準すべき者(以下「準教育職員」という。))に相当する者をいう。以下同じ。)であつた者が引き続き鳥取県退職年金条例第三条第九号及び第十号に掲げる吏員で事務職員又は技術職員を除くもの(以下「教育職員」という。))又は準教育職員となつた場合においては、当該他の都道府県の退職年金条例に規定する準教育職員としての在職期間の二分の一に相当する期間を教育職員としての在職期間(教育職員としての在職期間に引き続き準教育職員としての在職期間を含む。)に通算する。

(退職一時金の調整)

第六条 退職年金権を有しない職員であつた者が引き続き公務員又は他の都道府県の職員となつたときは、当該就職後の在職期間に接続する職員としての在職期間(第二条の規定により職員としての在職期間に通算されるべき公務員若しくは他の都道府県の職員又は職

員としての在職期間を含む。以下第八条において同じ。に係る退職一時金は支給しない。
(退職年金の調整)

第七条 退職年金権を有する職員であつた者が公務員又は他の都道府県の職員となつた場合においては、当該就職の日の属する月の翌月から公務員又は当該他の都道府県の職員を退職した日の属する月までの間に係る退職年金の支給を停止する。

2 退職年金権を有し、普通恩給権を有しない職員であつた者で公務員となつた者について普通恩給権又は扶助料権が発生したときは、退職年金権は消滅する。

3 退職年金権及び普通恩給権を有する職員であつた者で他の都道府県の職員となつたものについて当該他の都道府県の退職年金権又は遺族年金権が発生したときは、退職年金権は消滅する。

第八条 第三条の場合において、次の各号に掲げる者に退職年金を支給するときは、当該各号に掲げる額の十五分の一に相当する額を減じた額をもつて退職年金の

年額とする。

一 公務員又は他の都道府県の職員であつた者で引き続いて職員となつたものうち、接続在職期間の直前に、これに引き続かない最短期間(令第七十四条の五十三公務員としての在職期間(令第七十四条の五十三第一項の規定により公務員としての在職期間に通算されるべき他の都道府県の職員又は職員としての在職期間を含む。以下本条において同じ。))でその年数一年を二月に換算した月数内に接続在職期間が始まるもの(以下本号中「前在職期間」という。)を有する者 換算月数と前在職期間が終る月の翌月から接続在職期間が始まる月までの月数との差月数を前在職期間に対して受けた一時恩給の額の算出の基礎となつた俸給月額額の二分の一に乘じて得た額

二 公務員又は他の都道府県の職員であつた者で引き続いて職員となつたものうち、接続在職期間の直前に、これに引き続かない最短期間(令第七十四条の他の都道府県の職員としての在職期間(令第七十四

条の五十一第一項又は第七十四条の五十二第一項の規定に基く他の都道府県の退職年金条例の規定により他の都道府県の職員としての在職期間に通算されるべき公務員若しくは他の都道府県の職員又は職員としての在職期間を含む。以下本条において同じ。))でその年数一年を二月に換算した月数内に接続在職期間が始まるもの(以下本号中「前在職期間」という。)を有する者 換算月数と前在職期間が終る月の翌月から接続在職期間が始まる月までの月数との差月数を前在職期間に対して受けた他の都道府県の退職一時金の額の算出の基礎となつた給料月額額の二分の一に乘じて得た額

三 公務員又は他の都道府県の職員であつた者で引き続いて職員となつたものうち、接続在職期間の直前に、これに引き続かない三年以上の職員としての在職期間でその年数一年を二月に換算した月数内に接続在職期間が始まるもの(以下本号中「前在職期間」という。)を有する者 換算月数と前在職期間

が終る月の翌月から接続在職期間が始まる月までの月数との差月数を前在職期間に対して受けた退職一時金の額の算出の基礎となつた給料月額額の二分の一に乘じて得た額

四 公務員であつた者で引き続きことなく職員となつたものうち、当該就職後の在職期間の直前に、最短期間(令第七十四条の五十三公務員としての在職期間)でその年数一年を二月に換算した月数内に当該就職後の在職期間が始まるもの(以下本号中「前在職期間」という。)を有する者 換算月数と前在職期間が終る月の翌月から当該就職後の在職期間が始まる月までの月数との差月数を前在職期間に対して受けた一時恩給の額の算出の基礎となつた俸給月額額の二分の一に乘じて得た額

五 他の都道府県の職員であつた者で引き続きことなく職員となつたものうち、当該就職後の在職期間の直前に、最短期間(令第七十四条の他の都道府県の職員としての在職期間)でその年数一年を二月に換算し

た月数内に当該就職後の在職期間が始まるもの(以下本号中「前在職期間」という。)を有する者、換算月数と前在職期間が終る月の翌月から接続在職期間が始まる月までの月数と差月数を前在職期間に対して受けた他の都道府県の退職一時金の額の算出の基礎となつた給料月額の二分の一に乘じて得た額

六 公務員又は他の都道府県の職員であつた者で職員となり、職員を退職し、更に職員となつたもののうち、当該就職後の在職期間の直前に、三年以上の職員としての在職期間でその年数一年を二月に換算した月数内に当該就職後の在職期間が始まるもの(以下本号中「前在職期間」という。)を有する者、換算月数と前在職期間が終る月の翌月から当該就職後の在職期間が始まる月までの月数との差月数を前在職期間に対して受けた退職一時金の額の算出の基礎となつた給料月額の二分の一に乘じて得た額

第九条 第四条の場合において、在職期間が十七年に達しない者があるときは、その者の第四条に規定する当

該就職後の在職期間に係る退職一時金又は遺族一時金は支給しない。

2 第四条の場合において、普通恩給権を有する者に退職年金を支給するときは、その者の受ける普通恩給の年額に相当する額を減じた額をもつて退職年金の年額とする。

3 第四条の場合において、他の都道府県の退職年金権を有し普通恩給権を有しない者に退職年金を支給する場合において、退職年金の年額が他の都道府県の退職年金の年額に達しないときは、他の都道府県の退職年金の年額をもつて退職年金の年額とする。

(在職期間の通算に伴う通知)

第十条 知事は、他の都道府県の退職年金権を有する者が職員となつたとき及びその者が退職したときは、すみやかにその旨をその者に当該退職年金を支給する他の都道府県に通知するものとする。

2 前項に規定する退職の通知をする場合においては、その者について退職年金権又は遺族年金権が発生しな

いときはその旨を、退職年金権又は遺族年金権が発生するときはその退職年金権又は遺族年金権の裁定をした旨をあわせて通知するものとする。

3 知事は、普通恩給権を有する者が職員となつたとき及びその者が退職したときは、すみやかにその旨をその者の普通恩給権の裁定庁に通知するものとする。

(普通恩給権等を有する者の届出義務)

第十一条 普通恩給権又は他の都道府県の退職年金権を有する者が職員となつたときは、その者は、すみやかにその旨を当該普通恩給権の裁定庁又は当該他の都道府県に届け出なければならない。

(公務傷病年金権等を有する者の特例)

第十二条 鳥取県退職年金条例第二条第一項に規定する公務傷病年金又は恩給法第二条第一項に規定する増加恩給若しくはこれに相当する他の都道府県の退職年金条例に規定する給付を受ける権利を有するに至つた者の公務員又は他の都道府県の職員としての在職期間と職員としての在職期間の通算については、前十一条の

規定は、適用しない。

(規則への委任)

第十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、昭和三十二年八月一日から施行し、昭和三十一年九月一日(以下「適用日」という。)以後職員を退職した者又は職員として在職中死亡した者について適用する。

(普通恩給権等を有する者に関する経過措置)

第二条 この条例施行の際、現に在職する普通恩給権若しくは他の都道府県の退職年金権又は退職年金権を有する職員でこの条例に規定する在職期間の通算を希望するものは、昭和三十二年九月十九日までにその旨を知事に申し出なければならない。

2 前項の規定は、普通恩給権若しくは他の都道府県の退職年金権又は退職年金権を有する職員であつた者で、

適用日以後昭和三十一年七月三十一日までに職員を退職したもの又は適用日以後昭和三十一年七月三十一日までに職員を退職した後死亡したもの(職員として在職中死亡した者を含む。)の遺族について準用する。

(適用日以後この条例の施行の日の前日までに退職した者に対する経過措置)

第三条 前条第二項において準用する同条第一項の規定の適用がある場合を除き、適用日以後昭和三十一年七月三十一日までに職員を退職した者又は適用日以後昭和三十一年七月三十一日までに職員を退職した後死亡した者(職員として在職中死亡した者を含む。)の遺族でこの条例の規定による在職期間の通算を希望しないものは、昭和三十一年九月十九日までにその旨を知事に申し出なければならぬ。

(在職期間の通算の申出をしなかつた者に関する特例)

第四条 この条例の規定は、附則第二条の規定による在職期間の通算を希望する旨の申出をしなかつた者又は前条の規定による在職期間の通算を希望しない旨を申

し出た者の在職期間の通算については適用しない。

2 この条例の規定は、地方自治法施行令の一部を改正する政令(昭和三十一年政令第二十一号)附則第六条第一項の規定による在職期間の通算を選択する旨の申出をしなかつた者又は同令附則第十一条第二項の規定による在職期間の通算を選択しない旨を申し出た者が職員となつた場合における在職期間の通算については、適用しない。

3 この条例の規定は、地方自治法施行令の一部を改正する政令附則第四条の規定に基く他の都道府県の退職年金条例の規定による在職期間の通算を選択する旨の申出をしなかつた者又は同令附則第十一条第一項の規定に基く他の都道府県の退職年金条例の規定による在職期間の通算を選択しない旨を申し出た者が職員となつた場合における在職期間の通算については、適用しない。

(適用日前に普通恩給権等を有していた者の在職期間の通算に関する特例)

第五条 この条例の規定により公務員又は他の都道府県の職員としての在職期間を通算されるべき職員で適用日前に普通恩給権を有することとなつたものについては、その者が適用日前において最短一時金年限以上の他の都道府県の職員としての在職期間を有していても、第四条の規定にかかわらず、当該在職期間を職員としての在職期間に通算しない。

2 この条例の規定により公務員又は他の都道府県の職員としての在職期間を通算されるべき職員で適用日前に他の都道府県の退職年金権を有することとなつたものについては、その者が適用日前において最短一時金年限以上の公務員としての在職期間又は最短一時金年限以上の当該他の都道府県以外の他の都道府県の職員としての在職期間を有していても、第四条の規定にかかわらず、当該在職期間を職員としての在職期間に通算しない。

3 この条例の規定により公務員又は他の都道府県の職員としての在職期間を通算されるべき職員で適用日前

に退職年金権を有することとなつたものについては、その者が適用日前において最短一時恩給年限以上の公務員としての在職期間又は最短一時金年限以上の他の都道府県の職員としての在職期間を有していても、第四条の規定にかかわらず、当該在職期間を職員としての在職期間に通算しない。

4 この条例の規定により公務員又は他の都道府県の職員としての在職期間を通算されるべき職員で適用日前に普通恩給権又は他の都道府県の退職年金権を有することとなつたものうち、適用日前に給付事由が発生した退職一時金を受けた最短退職一時金年限以上の職員としての在職期間を有する者については、第四条の規定にかかわらず、当該在職期間を職員としての在職期間に通算しない。

(従前の一時恩給等を受けた者に関する経過措置)

第六条 公務員又は他の都道府県の職員であつた者で引き続き職員となつたものうち、接続在職期間に対して、適用日前に給付事由が発生した一時恩給及び他

の都道府県の退職一時金並びに退職一時金(以下「従前の一時恩給等」と総称する。)を受けた者について退職一時金又は遺族一時金を支給するときは、その受けた従前の一時恩給等の額を減じた額をもつて退職一時金又は遺族一時金の額とする。

2 従前の一時恩給等を受けた職員について、この条例中次の表の上欄に掲げる規定が適用される場合においては、同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句とする。

<p>第八号 第二号</p>	<p>前在職期間に對して受けた他の都道府県の退職一時金の額</p>	<p>前在職期間に對して受けるべき他の都道府県の退職一時金の額の算出の基礎となるべき給料月額額の二分の一</p>	<p>前在職期間に對して受けるべき他の都道府県の退職一時金の額の算出の基礎となるべき給料月額額の二分の一に乘じて得た額</p>
<p>第八号</p>	<p>前在職期間に對して受けた一時恩給等の額の算出の基礎となつた俸給月額額の二分の一に乘じて得た額</p>	<p>前在職期間に對して受けるべき退職一時金の額の算出の基礎となるべき俸給月額額の二分の一に乘じて得た額</p>	<p>前在職期間に對して受けるべき退職一時金の額の算出の基礎となるべき俸給月額額の二分の一に乘じて得た額</p>
<p>第八号</p>	<p>前在職期間に對して受けた一時恩給等の額の算出の基礎となつた俸給月額額の二分の一に乘じて得た額</p>	<p>前在職期間に對して受けるべき退職一時金の額の算出の基礎となるべき俸給月額額の二分の一に乘じて得た額</p>	<p>前在職期間に對して受けるべき退職一時金の額の算出の基礎となるべき俸給月額額の二分の一に乘じて得た額</p>

一時金の額の算出の基礎となつた給料月額額の二分の一に乘じて得た額

に乘じて得た額に、前在職期間に對して受けた従前の一時恩給等の額を前在職期間に對して受けるべき他の都道府県の退職一時金の額で除して得た数を乘じて得た額と接続在職期間に對して受けるべき従前の一時恩給等の額の合計額

第八号 第三号

前在職期間に對して受けた退職一時金の額の算出の基礎となつた給料月額額の二分の一に乘じて得た額

前在職期間に對して受けるべき退職一時金の額の算出の基礎となるべき俸給月額額の二分の一に乘じて得た額

第八号 第四号

前在職期間に對して受けた一時恩給等の額の算出の基礎となつた俸給月額額の二分の一に乘じて得た額

前在職期間に對して受けるべき退職一時金の額の算出の基礎となるべき俸給月額額の二分の一に乘じて得た額

第八号

前在職期間に對して受けた一時恩給等の額の算出の基礎となつた俸給月額額の二分の一に乘じて得た額

前在職期間に對して受けるべき退職一時金の額の算出の基礎となるべき俸給月額額の二分の一に乘じて得た額

<p>第五号</p>	<p>して受けた他の都道府県の退職一時金の額の算出の基礎となつた給料月額額の二分の一に乘じて得た額</p>	<p>都道府県の退職一時金の額の算出の基礎となるべき給料月額額の二分の一に乘じて得た額に、前在職期間に對して受けた従前の一時恩給等の額を前在職期間に對して受けるべき他の都道府県の退職一時金の額で除して得た数を乘じて得た額</p>
<p>第八号 第六号</p>	<p>前在職期間に對して受けた退職一時金の額の算出の基礎となつた給料月額額の二分の一に乘じて得た額</p>	<p>前在職期間に對して受けるべき退職一時金の額の算出の基礎となるべき俸給月額額の二分の一に乘じて得た額に、前在職期間に對して受けた従前の一時恩給等の額を前在職期間に對して受けるべき退職一時金の額で除して得た数を乘じて得た額</p>

3 公務員又は他の都道府県の職員であつた者で引き続きいて職員となつたもののうち、接続在職期間に對して従前の一時恩給等を受けた者(前項の規定の適用を受ける者を除く。)に退職年金を支給するときは、その受けた従前の一時恩給等の額の十五分の一に相当する額を減じた額をもつて退職年金の年額とする。

(普通恩給権等を有する者に関する通知等に関する経過措置)

措置

第七号 普通恩給権を有する職員で附則第二条第一項の規定により在職期間の通算を申出をしたものについて第十号第三項及び第十一号の規定を適用する場合には、これらの規定中「職員となつたとき」とあるのは、「附則第二条第一項の規定により在職期間の通算の申出をしたとき」とする。

2 他の都道府県の退職年金権を有する職員で附則第二条第一項の規定により在職期間の通算の申出をしたものについて第十号第一項及び第十一号の規定を適用する場合には、これらの規定中「職員となつたとき」とあるのは、「附則第二条第一項の規定により在職期間の通算の申出をしたとき」とする。

第八号 この条例の規定により公務員又は他の都道府県の職員としての在職期間を通算されるべき職員で普通恩給若しくは他の都道府県の退職年金又は退職年金を

受けた在職期間を有するものに退職年金を支給するときは、その受けた普通恩給若しくは他の都道府県の退職年金又は退職金の額(以下本条中「普通恩給等受給額」という。)相当する額に達するまで、退職年金の支給のつどその支給額の二分の一に相当する額を限度として控除する。

2 前項に規定する退職年金権を有する者が死亡したことにより遺族年金を支給するときは、普通恩給等受給額からすでに控除された額に相当する額を控除した額の二分の一に相当する額に達するまで、遺族年金の支給のつどその支給額の二分の一に相当する額を限度として控除する。

3 この条例の規定により公務員又は他の都道府県の職員としての在職期間を通算されるべき職員で普通恩給若しくは他の都道府県の退職年金又は退職年金を受けた在職期間を有するものが職員として在職中死亡したことにより遺族年金を支給するときは、その受けた普通恩給等受給額の二分の一に相当する額に達するまで、

遺族年金の支給のつどその支給額の二分の一に相当する額を限度として控除する。

(公務員等に対する退職年金の支給停止に関する経過措置)

第九条 この条例施行の際、現に公務員として在職する者で退職年金権を有するものに第七条第一項の規定を適用する場合には、同条同項中「当該就職の日」の属する月の翌月から」とあるのは「地方自治法施行令の一部を改正する政令(昭和三十一年政令第二十一号)附則第六条第一項の規定による在職期間の通算の申出をした旨の通知を受けた日の属する月の翌月から(その日が昭和三十一年八月一日前であるときは、同年七月から)」とする。

2 この条例施行の際、現に他の都道府県の職員として在職する者で退職年金権を有するものに第七条第一項の規定を適用する場合には、同条同項中「当該就職の日」の属する月の翌月から」とあるのは、「地方自治法施行令の一部を改正する政令(昭和三十一年政令

第二十一号)附則第四条第一項の規定に基く他の都道府県の退職年金条例の規定による在職期間の通算の申出をした旨の通知を受けた日の属する月の翌月から」とする。

(退職年金を受けた在職期間を有する公務員に関する経過措置)

第十条 地方自治法施行令の一部を改正する政令附則第十條第一項の規定による普通恩給権の裁定をした旨の通知があつたときは、知事は、当該普通恩給権を有することとなつた者に、その普通恩給の基礎となつた在職期間について支給した退職年金の額に相当する額を規則で定めるところにより納付させなければならぬ。

2 地方自治法施行令の一部を改正する政令附則第十條第三項において準用する同令同条第一項の規定による扶助料権の裁定をした旨の通知があつたときは、知事は、当該扶助料権を有することとなつた者に、その扶助料の基礎となつた在職期間について支給した退職年

金の額の二分の一に相当する額を規則で定めるところにより納付させなければならない。

各選挙区県議会議員数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十一年七月一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第三十号

各選挙区県議会議員数条例の一部を改正する条例

各選挙区県議会議員数条例(昭和二十六年三月鳥取県条例第九号)の一部を次のように改正する。

「倉吉市 三人」の次に「境港市 二人」を加え、「西伯郡 六人」を「西伯郡 四人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十二年七月一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第三十一号

世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例の一部を改正する条例

世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例(昭和三十年十二月鳥取県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「貸付金の種類」の上に「貸付対象者、」を加え、同条第二号を次のように改める。

- 一 貸付対象者
- 二 貸付資金運営の大綱及び貸付の決定、延滞利子の免除並びに償還期間の延長の決定については、関係行政機関の職員、民生委員その他学識経験者をもつて構成する世帯更生資金運営委員会にはかること。

別表中一及び二を次のように改める。

貸付金の種類	貸付金額の限度	償還期間	え置期間	備考
生業資金	五〇、〇〇〇円	以四年以内	以一年以内	
支度資金	一五、〇〇〇	以二年以内	以半年以内	
技能修得資金	月額 五〇〇	以二年以内	以半年以内	貸付期間は、半年を越えないものとする。ただし、特別の場合には、二年まで延長することができる。

この資金の貸付の対象者は、次の各号に該当する者とする。

一 低所得のため、僅少な出費等によつて生活を脅かされるおそれのある生活困難者

二 自立更生に必要な資金の融資を他から受けることが困難な者

三 資金の貸付と必要な援助指導を与えることによつて、被保護階層への転落を防止し、自立更生の実効をあげ得ると認められる者

二 貸付金の種類、貸付金額の限度、償還期間及びえ置期間

金 資 活 生			
生活費	月額 三、〇〇〇	以三年以内	以半年以内
修家屋補費	三〇、〇〇〇	以三年以内	以半年以内
助産費	二、〇〇〇	以三年以内	以半年以内
葬祭費	三、〇〇〇	以三年以内	以半年以内

注 償還期間にはえ置期間は含まない。え置期間の始期は、最終の貸付金の交付を受けた日とする。

別表中五を次のように改める。

五 延滞利子

貸付金の貸付を受けた者が支払期日までに償還金を支払わなかつたときは、支払期日の翌日から支払の日までの日数に及び、その延滞した元金百円につき一日三銭の割合で計算した延滞利子を徴収する。ただし、災害その他やむを得ない事情があると認められるときは、延滞利子の全部又は一部を免除することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十二年四月一日から適用する。

警察署の名称、位置及び管轄区域等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十二年七月一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第三十二号

警察署の名称、位置及び管轄区域等に関する条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域等に関する条例(昭和二十九年七月鳥取県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

別表中

鳥取県那家警察署	八頭郡那家町	八頭郡のうち那家町、中私都村、上私都村、河原町、船岡町、八頭村、丹比村、若桜町	を
鳥取県那家警察署	八頭郡那家町	八頭郡のうち那家町、河原町、船岡町、八頭村、丹比村、若桜町	に
鳥取県八橋警察署	東伯郡東伯町	東伯郡のうち大栄町、由良町、東伯町、赤碓町、中山村	を
鳥取県八橋警察署	東伯郡東伯町	東伯郡のうち大栄町、由良町、東伯町、赤碓町、西伯郡のうち中山町	に
鳥取県米子警察署	米子市	米子市、西伯郡のうち西伯町、会見町、伯仙町、日吉津村、淀江町、大山町、名和町、逢坂村	を
鳥取県米子警察署	米子市	米子市、西伯郡のうち西伯町、会見町、伯仙町、日吉津村、淀江町、大山町、名和町	に

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

風俗営業取締法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十三年七月一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第三十三号

風俗営業取締法施行条例の一部を改正する

条例

風俗営業取締法施行条例(昭和三十年三月鳥取県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

(営業種別)

第一条 風俗営業取締法(昭和二十三年法律第二百二十二号。以下「法」という。)第一条各号の営業は、その営業内容により次のとおり区分する。

一 法第一条第一号に属する営業

イ 料理店

主として和風設備の客席で、客の接待をし、又は芸者その他の遊芸人を招致し、若しくはあつ、旋し

て、客に遊興又は飲食をさせるもの

ロ カフェー

主として洋風設備の客席で、客の接待をして、客に遊興又は飲食をさせるもの

ハ 待 合

調理施設をもたないで、客に席を貸し、客の接待をして、客に遊興又は飲食をさせるもの

ニ 飲食店

前各号に該当しない比較的小規模の開放的客席で、客の接待をして、客に飲食をさせるもの

二 法第一条第二号に属する営業

イ キャバレー

ホールを設備して、客にダンスをさせ客の接待をして、客に飲食をさせるもの

ロ ダンスホール

ホールを設備して、客にダンスをさせるもの

ハ ダンス教授所

ダンス教師の指導により客にダンスをさせるもの

三 法第一條第三号に属する營業

遊技場

まあじやん屋、射的場、ばちんこ屋その他設備を設けて、客に射こう心をそそるおそれのある遊技をさせるもの

第四條第四号中「又は遊戯所」を削る。

第五條を次のように改める。

(許可更新)

第五條 法第二條第三項の定めるところにより一月ごとに許可の更新を受けなければならない營業は、次のとおりとする。

一 ばちんこ屋

二 射的場

三 スマートボール場

第六條第一項中「前條の規定により当該營業について」を「法第二條第三項の規定による」に改める。

第八條中「又は遊戯所」及び「又は遊戯」を削る。

第三章の章名を次のように改める。

第三章 營業許可の基準及び制限

第十六條第四号中「親族」の下に「(配偶者にあつては内縁のものを含む。)」を加える。

第十七條を削り、第十八條を第十七條とする。

第十九條見出し中「及び遊戯所」を削り、同条本文中

「又は遊戯」を削り、同条第一号及び第二号中「虞」を

「おそれ」に改め、同条第三号中「又は遊戯」を削り、

同条を第十八條とする。

第二十條中「第十七條から前條まで」を「前二條」に

改め、「虞」を「おそれ」に改め、同条を第十九條とする。

第十九條の次に次の一條を加える。

(兼業の制限)

第二十條 營業者は同一施設又同一家屋内において次の

各号の營業を兼業してはならない。但し、キャバレー

若しくはダンスホールがダンス教授所を兼ねるとき又

は温泉地、へき地等であつて公安委員会が善良な風俗

を害するおそれがないと認めて許可したときはこの限

りでない。

一 第一條各号の營業

二 旅館業

三 浴場業

第二十一條第一号中「及び遊戯所」を削り、同条第三号を次のように改める。

三 客室の照明は約三、三平方メートル(一坪)に於いて十二ワット(十燭光)以上の光度を有すること。

第二十二條中「三坪」を「十平方メートル(三坪)」に改める。

第二十三條中「五坪」を「十六、五平方メートル(五坪)」に改める。

第二十四條中「二十坪」を「六十六平方メートル(二十坪)」に改める。

第二十五條第一号中「十坪」を「三十三平方メートル(十坪)」に、「二十坪」を「六十六平方メートル(二十坪)」に改める。

第二十六條本文中「及び前條第二号」を削り、同条第一号中「十坪」を「三十三平方メートル(十坪)」に改

め、同条に次の一号を加える。

三 踊場と区画した客用特別室を設けないこと。

第二十七條中「及び遊戯所」を削り、同条第二号中

「又は遊戯」を削り、同号中「虞」を「おそれ」に改め、

同条第三号中「又は遊戯客」を削り、同条第四号を削る。

第二十八條第二号イ中「公安委員会」を「所轄警察署長」に改める。

第二十九條第一号を次のように改め、同条第七号中「遊戯所又は」を削り、同条第九号中「芸芸、遊芸人その他の婦女等を招き」を「芸芸その他の遊芸人を招致し、」に改める。

一 營業時間は日出時から午後十一時(ダンス教授所は午後九時)までとすること。但し、特別な理由があつてあらかじめ所轄警察署長の承認を受けたときは、この限りでない。

第三十三條中「及び遊戯所」を削り、同条第二号中「及び遊戯」を削り、同条第五号中「賞品又は賞品類似物品の」を「賞品の種類及びその」に改め、同条第八号及

び第九号中「又は賞品類似の物品」を削る。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に従前の第二十六条の規定により兼業の許可を受けて営業している者は、この条例による改正後の第二十条の規定により兼業の許可を受けたものとみなす。
- 3 警察保安関係許可手数料条例(昭和二十七年七月鳥取県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。別表中「玉突場、」及び「又は遊戯」を削る。

道路交通取締法第二十六条の三の規定による道路一時使用許可証交付手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十二年七月一日

鳥取県知事 遠 藤 ● 茂

鳥取県条例第三十四号

道路交通取締法第二十六条の三の規定によ

る道路一時使用許可証交付手数料条例の一部を改正する条例

道路交通取締法第二十六条の三の規定による道路一時使用許可証交付手数料条例(昭和二十九年七月鳥取県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

別表中「法第二十六条第一項第三号に係る場合、二百円」を「法第二十六条第一項第三号に係る場合、五十円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十二年七月一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第三十五号

鳥取県委員会条例の一部を改正する条例

鳥取県委員会条例(昭和三十一年九月鳥取県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「土木部に関する事項」を「土木部、電気局に関する事項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。